

一
般

RB'-0495

0321

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

FCN関係連続先

大藏省理財局長事務課長 宮川 封一 印

為替政策課 堀 与 印

税関新業務課長 市村 秀 印

通商局長 村田 恒

通商政策課長 神田 亨

運輸省海運局外航課長 吉行 市 印

外航課長 洋林 次

外務省改訂委員会 小島 昌 印

改訂課長 滝崎 英 二

課長 加 伸 亨

外務省長官 森 泉 武 芳

外務省

相原三郎

工藤 振 作

青 木

斎 藤 巖

法務省官務課課長

清水 謙

外務省

18/Jan. ^{01P}連絡簿

外為 } 連絡簿
外資委員会

FCN関係連絡先	
大蔵省理財局 總務課長	宮川新一郎
高橋政策課	堀 太郎
税関部 業務課	木村秀弘
通産省通商局 通商政策課長	村田 恒
通商政策課	沖田 守
運輸省海運局 外航課長	吉行市太郎
外航課	沢村 忠
外國郵船管理委員会 船務課長	十島昌太郎
船務課	尾崎英二
貿易課	有働 亨

外務省

外務省 官名	出陣者名
外務省 官名	尾崎 英二
運輸省海運局 外航課長	吉行 市太郎
通産省通商局 通商政策課	沖田 守
大蔵省 税関部 業務課	木村 秀弘
外資委員会 事務局 総務課	堀 太郎
大蔵省理財局 總務課長	宮川 新一郎
税関部 業務課	村田 恒
通商政策課	沖田 守
運輸省海運局 外航課	吉行 市太郎
船務課	沢村 忠
外國郵船管理委員会 船務課	十島 昌太郎
貿易課	尾崎 英二
貿易課	有働 亨

外務省

昭和二十六年 十二月十八日 陸海軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部

米國言ひて同進商航海条約の各條の由縁官庁。									
才ニ条、入國及び基本的人權									
一、(一) 入國(及公法上の) 入國管理庁									
二、(二) (旅行、居住) 國家地方警察									
三、(三) (旅行、居住) 法務省検務局									
四、(四) (旅行、居住) 法務省検務局									
五、(五) (旅行、居住) 法務省検務局									
六、(六) (旅行、居住) 法務省検務局									
七、(七) (旅行、居住) 法務省検務局									
八、(八) (旅行、居住) 法務省検務局									
九、(九) (旅行、居住) 法務省検務局									
十、(十) (旅行、居住) 法務省検務局									
文部省									
郵政省									
逓信省									

外務省

外務省考會事務局總務課									
法務省官房秘書課長									
陸外課									
森鼻武芳									
相原三郎									
工藤振作									
青木									
青森									
巖									

外務省

RB'-0495



二項(刑事訴訟)	検察庁
才四條「労働者の失業補償及び社会保障」	
一項(労働者の失業補償)	厚生省
	労働省
	運輸省
二項(強制保険制度)	厚生省
	労働省
	運輸省
本レ公務員、若者組合の含み水水、 大蔵省主計局 内閣思案局	

外務省

二項(通信)	法務府検務局
	文部省
	郵政省
	逓信省
	電政監理事務局
三項(親族に付き便宜等)	運輸省
四項(公序、公徳の措置)	労働省 地方自治庁
労働各項目を通じ	地方自治庁
米三條、身体保護	
一項(身体保護)	法務府
	国庫地方警察
	厚生省

外務省

8

四項(財産の取得、所有等)	法務省
	外務委員会
	通産省
五項(財産の処分)	法務省
	外務委員会
六項(工業所有権)	特許庁
七項(内国課税)	大蔵省(税務)
	逓信省
八項(貿易管理)	大蔵省(税務)
	逓信省
九項(船舶引揚、内国船舶引揚)	大蔵省

外務省

9

十項(貨物の輸出入)	通産省
	外務委員会
	外務委員会
十一項(輸入禁止制限の例外)	通産省
十二項(自給率等に関する最惠予経過)	大蔵省(税関)
	通産省
十三項(衛生上その他の理由によるもの)	農林省
	通産省

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0495

0334

三項 (入港の自由及び港内におよぶ待遇)	運輸省
四項 (貨物輸送)	大藏省 水産庁 運輸省
五項 (商船)	運輸省 大藏省 (海上保安庁)
六項 (船舶の登録)	運輸省
七項 (通過の自由)	大藏省 入国管理庁

外務省

十七年、国家貿易	大藏省
十八年、制限の商標	運輸省
十九年、船海	運輸省
二十年、通商手続の自由	運輸省
二十一年、船海の手続の自由	運輸省
二十二年、制限の商標	公正取引委員会
二十三年、通商手続の自由	運輸省
二十四年、船海	運輸省
二十五年、通商手続の自由	運輸省
二十六年、船海	運輸省
二十七年、通商手続の自由	運輸省
二十八年、船海	運輸省
二十九年、通商手続の自由	運輸省
三十年、船海	運輸省
三十一年、通商手続の自由	運輸省
三十二年、船海	運輸省
三十三年、通商手続の自由	運輸省
三十四年、船海	運輸省
三十五年、通商手続の自由	運輸省
三十六年、船海	運輸省
三十七年、通商手続の自由	運輸省
三十八年、船海	運輸省
三十九年、通商手続の自由	運輸省
四十年、船海	運輸省
四十一年、通商手続の自由	運輸省
四十二年、船海	運輸省
四十三年、通商手続の自由	運輸省
四十四年、船海	運輸省
四十五年、通商手続の自由	運輸省
四十六年、船海	運輸省
四十七年、通商手続の自由	運輸省
四十八年、船海	運輸省
四十九年、通商手続の自由	運輸省
五十年、船海	運輸省
五十一年、通商手続の自由	運輸省
五十二年、船海	運輸省
五十三年、通商手続の自由	運輸省
五十四年、船海	運輸省
五十五年、通商手続の自由	運輸省
五十六年、船海	運輸省
五十七年、通商手続の自由	運輸省
五十八年、船海	運輸省
五十九年、通商手続の自由	運輸省
六十年、船海	運輸省
六十一年、通商手続の自由	運輸省
六十二年、船海	運輸省
六十三年、通商手続の自由	運輸省
六十四年、船海	運輸省
六十五年、通商手続の自由	運輸省
六十六年、船海	運輸省
六十七年、通商手続の自由	運輸省
六十八年、船海	運輸省
六十九年、通商手続の自由	運輸省
七十年、船海	運輸省
七十一年、通商手続の自由	運輸省
七十二年、船海	運輸省
七十三年、通商手続の自由	運輸省
七十四年、船海	運輸省
七十五年、通商手続の自由	運輸省
七十六年、船海	運輸省
七十七年、通商手続の自由	運輸省
七十八年、船海	運輸省
七十九年、通商手続の自由	運輸省
八十年、船海	運輸省
八十一年、通商手続の自由	運輸省
八十二年、船海	運輸省
八十三年、通商手続の自由	運輸省
八十四年、船海	運輸省
八十五年、通商手続の自由	運輸省
八十六年、船海	運輸省
八十七年、通商手続の自由	運輸省
八十八年、船海	運輸省
八十九年、通商手続の自由	運輸省
九十年、船海	運輸省
九十一年、通商手続の自由	運輸省
九十二年、船海	運輸省
九十三年、通商手続の自由	運輸省
九十四年、船海	運輸省
九十五年、通商手続の自由	運輸省
九十六年、船海	運輸省
九十七年、通商手続の自由	運輸省
九十八年、船海	運輸省
九十九年、通商手続の自由	運輸省
百十年、船海	運輸省

外務省



15

才三十三条「空義」	
三項(公社)及び下二(四)	法幣社
才三十三条「地域の適用」	外務委員会
才三十四条「紛争の解決」	
才三十五条「批准の承認」	
下二(三)(四)「海運業保護」	運輸省

外務省

14

二項(運送輸送と自持輸送)	通商省 大藏省 通商省
才三十一條「概例外」	
二項(金銀の輸出入)	通商省 通商省
(a) (國際の平和を保全の維持)	國家地方廳長會
(b) (才三十一條の法人)	外務委員会
三項(米の特恵の地域)	法幣社
三項(政次法部)	
四項(附二(4)の目的を以ての輸入者の利益制限)	入国管理庁

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0495

極秘

1
34

米コロンビア通商航海条約についての
関係各庁及び民間経済団体の意見

経
二七三七一

前文	内容	頁
第一条 (衡平待遇)		一
第二条 (入国及び基本的人権)		二
第三条 (身体の保護)		三
第四条 (労災補償及び社会保険)		四
第五条 (訴権及び商事仲裁)		五
第六条 (財産権の保護)		六
第七条 (事業活動)		七
第八条 (内国法人の設立と活動)		八
第九条 (財産権)		九
第十条 (工業所有権)		一〇
第十一条 (内国課税)		一一

RB'-0495

0338

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

第十二条 (為替管理)	一八
第十四条 (関税及び輸出入禁止制限)	二一
第十五条 (関税行政)	二四
第十六条 (商品の国内における取扱)	二五
第十八条 (制限的商慣行)	二六
第十九条 (航 海)	二七
第二十一条 (一報例外)	二八
第二十三条 (条約の適用地域)	二九

〔註〕なお、本文中(日商)は日本商工会議所、(日産協)は日本産業協議会及び経済団体連合会、(日貿)は日本貿易会、(日通)は日本通商本部をそれぞれ指す。

前 文

(通産) 「相互に有益な投資の奨励」を「相互に有利な通商交通の促進」の前に置いて
 いるが、これについては疑義がある。



第一条 (衡平待遇)

(通産) 二条以下の各条項に対して如何なる意味をもつかが明でない

第二条 (入国及び基本的人権)

(入管) 米国人は自由に日本に入国できるが、日本人の米国への入国は依然としてできないから極めて不利である。

(通産) 入国一般について最惠国待遇を与える規定方式の方が望ましい。

(法務) 一項の入国規定は入国管理令と抵触の虞があるから注意すべし

(大蔵) 相手国においてみとめられた事業活動を行うためには入国は自由なることを明瞭に規定する。

(通産) 「関連する商業活動」の範囲如何

と条一項の事業活動の範囲、特に商業の範囲との関係如何

(農林) 米国内の商業活動のための滞在期間は戦前同様長年月の滞在ができるようにす

る。

(日商) 日米相互に最惠国待遇を与えること。但し他の回々との条約に適用するか否かは別箇の問題。

(日産協) 第三回との貿易並に商業活動を行うようにするため「締約国相互間の」

という字句を削除する。

(日貨) 貿易(第三國との貿易を含む)並びに銀行、保険、海運等の業務活動を行うための入国、滞在、居住、旅行について内国民及び最惠国待遇を確保する。

第三條 (身体の保護)

(法務) 「保護及び保障」は出訴権だけを意味するか、それ以上の生活保障を受ける権利まで及ぶものか。

本項は今後締結されるべき領事条約と相俟つて検討すべきである。

条文中の「起訴」「告訴」の文字は「訴追」の意味であると思われ、わが刑事訴訟法の犯罪の嫌疑により身体を拘束する場合と解すれば、本項とは同様の手続をとっているから問題はない。



第四条 (労災補償及び社会保険)

(厚生) 差支なし

(労働) 「労災補償」について

- ① 痲疾の場合の補償が定められていないから追加する。
- ② 補償費の送金方法について別途協定を必要とする。

「失業保険」について

期前計算に当って日米両国における被保険者期間を通算しないことと了解する。

(日商) 日米間に向題はないが、これを他の国々に及ぼすか否かは重大向題であつて、各回別の考慮を要する。

第五条 (訴権及び商事仲裁)

(法務) 外国判決の執行力については民訴の規定があるが本項にいう仲裁契約については認めないから立法措置を要する。

プロトコレクトの「法律上の救済」には貧困者に対する訴訟援助を含むか。

第六条 (財産権の保護)

一 項、三 項

(日産協) 一方の締約国が第三国と戦争状態に入った場合の財産の保護、保障並に補償を明記する。

二 項

(法務) 行政上の信託等は令状を必要とせず、取務上必要と認められるとき臨検が行われるのが従来例であるから「正当の理由」の字句には向題がある。

三 項

(法務) 「正当の補償」を具体的に「有効に換価できる形式」、「財産の完全な相当価の表示」とすることには疑義があり、相当価の決定の基準についても向題がある。

(大蔵) 補償が「有効に換価できる形式」で行われるとは取用を行う国の通貨で行われることを意味することを確認すること。

プロトコル(4)に掲げる「向接にもつて利益」の範囲を明確にし、未経過期向に

対する利息等を含まぬことを明らかにする。

(運輸) 「国際交通に従事する船舶は相手国内で取用されることはない」と旨の一項を加える。

四 項

(日産協) 投資活動の優遇と保護に對しては、

① 第三国との考慮から何等かの権利を留保する。

② 外資法の規制的権能を留保する。

第七条 (事業活動)

一 項

(通産) 「製造」から電気ガス事業を除く。

(運輸) 「高業」には、運輸業、通運業は入らないこと。

「製造業」には造船業、鉄道車両工業に入らないこと。
を明らかにする。

「自由職業」については水先人を留保

(大蔵) 金融業(保険業を含む)には内国民待遇も最惠国待遇も与えない。

内国民及び最惠国待遇を与えられる活動、最惠国待遇のみ与えられる活動でも、その事業活動に伴う資本取引については為替管理上必要な規制を置く。

為替管理上の必要に応じ、所要の制限を課しうるよう留保条項を設ける。

米国の会社が日本において与えられる内国民待遇はその会社の住所のある米国の州が米国の他州の会社に与える待遇より高くないものとする。

(文部) 「教育活動に従事する」公務員の地位に關して内国民待遇を与えるものではない

ことを了解の上支障なし。

(日産協) 保険業、海運業を加えること。

「金融業」については発券及び内国予金等の業務を営むことを拒否しうる権利を留保する。

事業分類を具体的に確定するを要す、即ち

- (a) 証券売買、不動産売買、修理、組立、混合は一項列挙のどの業種に入るか。
- (b) 倉庫業、運輸業、航空業、観光事業、映画の「とき興業」は活動許容事業に含まれるか否か。

(日商) 外国資本と技術の導入、東南アジアの資源開発への進出等、わが国経済の再建のための事業活動はあまりに制限的でない方が得策である。

「銀行業」については検討中故、意見を留保

「製造業」の中に鉱物の精練(石油を含む)を含ませること。

二 項

(通産) 鉱業は最惠國待遇から除外する。やむをえないときは相互主義による最惠國待遇とする。

(大蔵) 採鉱には内国民待遇も最惠國待遇も与えない。

(日産協) 外國人に鉱業権の取得を許すべきではないが、今後アジア諸國の資源開発問題との関連を考慮して、米國には相互主義による最惠國待遇を与えるのが妥当。

(日商) 鉱床の探索開発は最惠國待遇となつてゐるが、内国民待遇も加へること。

(日貿) 鉱業の如き基幹産業には適当な制限措置を講ずる。

三項

(大蔵) 技術的専門家を雇傭して、その検査、証明等は相手國の國內法上の公証力等を有しえないことを明にする。

第八條 (内國法人の設立と活動)

(日商) 列挙活動のための会社の設立には最惠國待遇を、その事業活動には内国民待遇を相互的に与える。

(日産協) 我國の經濟全般に及ぼす影響を考慮して、

(a) 外資法による規制の制度を合検とも存続する。

(b) 基礎産業部門における外國系会社の設立、及び中小企業が多い雑貨工業部門における朝鮮系、中國系の会社の設立に対しては、何等かの方法で規制しうるようしておくこと。

内國法人の設立及び活動に關する規定は、米華、米伊條約の如く詳細、具体的にすること。

第九条 (財産権)

一―三項

(通産) 不動産取得につき相互条件の規定を設けてあつても、実施には困難が予想される。

(大蔵) 不動産の取得は相互主義によること。

(農林) 立木は日本では不動産とみなされているから、米國において立木が動産扱されている場合には調整の要がある。

米國には漁業権漁業は存在しないが、日本の漁業権を如何に取扱うか。

(日商) 土地、建物その他の不動産の取得、所有、占有、使用に關して相互に内國民待遇を与えるが米國の州法による制限に対しては相互条件とする。

(日産協) 外国人による不動産の取得、保有、処分等は商業活動に必要な場合に限り、米國に対しては土地の取得、処分等に關しては相互主義による最惠回待遇とする。

(日貨) 財産権の取得及び保護については、外資導入を必要とする我國としては、極力

四

大中の内國民待遇を考慮すべきであるが、米國の州法による制限禁止については適當な考慮を払ふこと。

四項

(通産) 動産中株式等については外資法、外國人の財産取得令による制限又は禁止の

余地を残す必要あり。

(大蔵) 動産の取得、保有については左の例外を設ける。

(a) 國民經濟上又は公益上必要な特定業種の株式、持分の取得、保有には内國民待遇も最惠回待遇も認めない。

(b) その他の業種の株式、持分についても為替管理上必要あるときは取得、保有を制限しうる。

(c) 社債、貸付金債権等についても、為替管理上必要あるときは所要の制限を課しうる。

(運輸) 船舶の譲渡、譲受、貸渡については海上運送法上の許可制を留保する。

「特定の企業」の中に運輸業、通運業、造船業、鉄道車両工業を含めること。

九条一項(2)に規定する不動産の債権上有使用については内國民待遇を与えられない事業活動の中に海運を加える。

第十條 (工業所有権)

(通産) 外国人による特許権等の取得は「外国人の財産取得に關する政令」により外資委員会の認可事項になつてゐるが、これは内国民待遇の規定と矛盾しないか。

第十一條 (内國課税)

(大蔵) 配当所得に關し、綜合課税に服しない外国人には、綜合課税される内國人より高率に課税する建前であるが、かかる慣行は当然のことであることを明らかにする。田原の規定は源泉課税のみとめられてゐない事業所得に適用される諸原則であることとを明確にする。

- (a) 日領 (a) 内國税、手数料、課金の支払、賦課又は徴集については租税特別措置法の更改をも考慮して最惠國待遇を供与すべきこと。
- (b) 二重課税防止のため、所得、利益、資本等に対する課税は、各領域内で現実に使用発生せるものに限定すること。
- (c) 入國税の如き特殊の課税につき考慮すること。

第十二条 (為替管理)

(大蔵) (4) 為替管理はこれを行う場合、IMFが加盟国にみとめるもの以上の制限は課さないものとする。

(b) 両当事国間、又は一方の当事国と第三国との間の国際取引については、相手国の国民又は会社に対し内国民待遇も最惠国待遇も与えない。

(c) 為替管理は弾力的に行う必要があるから、相手国の国民又は会社が自国内で取得した収用の対価、各種の所得、投資の果実、元本等を回収するために合理的な支払準備を設けることに關する規定は設けない。

為替制限を課する前提としての、通貨準備の水準を判定する権能は制限を課せようとする国にあることを明にする。

通貨の種別により為替制限の内容、方法に差異を設けうることを明にする。

なるべく三項を削除すること、それが困難な場合は、

(a) 国民の保健、福祉に不可欠な外国為替の利用及びこのため必要な準備

(b) 相手国民等の補償、所得、投資等を回収するための合理的な支払準備

(c) 相手国民等の利益又は競争上の地位に対して不必要に有害な又は差別的な方法等について、その不可欠性、必要性、合理性

等を判定する権能は為替制限を行う国にあることを明示する。

合理的な支払準備の設定とは単に為替管理運営上の論理規定として弾力性あるものなることを明らかにすること。

日本経済に対する貢献度に応じ、引場の優先順位を設けることは差支えないことを明らかにする。

三項後段の複数レートの規定は削除する。

六項は同趣旨の規定が二十四条にあるから、削除する。

(通産) ① 通貨準備の高低の認定権は我國にあること。

② 為替管理は通貨準備の理田による以外に重要物資の輸入確保のためにもみとめら

るべきこと。

③ 通貨の自由交換性の制約されている現状においては、通債別に為替管理上の差別を設ける必要がある。これが認められるようにすること。

④ 為替制限撤廃の原則は資本取引には及ばないこと。

⑤ 引揚送金保障の規定は再検討を要する。これについては米ギリシア条約十五条三項の「重大な経済的不安定をさけるために必要な準備を、通貨準備上の理由以外に留保することが必要である。」

⑥ 引揚送金は投下外資と同一通貨に限ること。

(外為) ① IMFに対するオブリゲーションの意味を何

② 平和条約十二条で認められている国際收支を保護するための例外措置を、為替管理を行うことのできる理由に入れて貰いたい。

(日産協) 恒常的に為替管理を必要とする特殊な経済事情に鑑み、一時的にせよ為替管理の規定は条約から削り、IMFに加盟した後に当該規定を追加する。

(日商) 債権準備維持のために必要な為替管理の手段を確保することを条件として賛成する。

(日貿) 最近のドル不足、ポンド過剰に対する対策としての為替制限管理の必要を考慮する。

第十四条 (関税及び輸出入禁止制限)

(通産) ① 左の理由に基き、輸出制限措置の認められること。

㉑ タンピング防止 ㉒ 価格安定 ㉓ 需給調整

㉔ 国際收支擁護 ㉕ 戦略物資

② 肥料輸出と量的制限との関係

③ 輸出入の規則、要件、手続について通債別に異なる取扱をすることが必要であるかどうかを認められるようにすること。

(例) 輸出入振興外債資金制度、輸入については承認の有効期限、信用状開設期限、担保比率、標準外決済の運用等。

④ 琉球よりの黒砂糖輸入に対する優先措置を認める。

(大蔵) ① 為替政策上の必要から生ずる貿易制限、例えば、

② 通貨準備減少防止のための輸入制限、

③ 決済通貨の差別に基き、チェンク・プライスの差

③ 優先外貨予算制度、等をみとめられるようにする。

④ 輸出入制限方法については、

① GATTでみとめられている留保はこの条約でもみとめられるようにする。

② GATT以上の拘束を蒙らぬこと、及び表現を簡潔にするため、十四条二項は

「輸出入の制限を行う場合はGATTの精神に従って行う」旨の条文で代替する。

(農林) 左の如き通貨地域別による輸入措置の差別待遇をみとめられるようにする。

① 担保率 ② 外貨予算制度 ③ 通商協定による貿易計画を履行するために当該国が

らの輸入に対してもとられる優遇措置 ④ 輸出品取締法四条による地域別輸出品の最

低標準の設定 ⑤ 外貨事情改善目的のためにする輸出入調整措置(輸出入リソ

制)

(日商) 国際収支の不均衡を是正するため必要を貿易調整をなしうる途を開いておくこ

と

(日貿) ① MFNについては将来日本を中心とする特殊関税地域の設定等の際に支障な

いよう考慮しておくこと。

三

② 通貨対策としての輸出入制限の場合「過去の代表的期間」による制限は不適

当であるからこの実支障なきよう考慮すること。

(日産協) ① GATT未加入のまま、でも、できるだけGATT上の最惠関税を通商条約

によって与えられるように努力する必要がある。

② 為替管理に關連する輸出入制限、及び内外の情勢に即応して経済的理由から

行うことあるべき輸出入制限、を留保する。

三

第十五条 (関税行政)

(通産) 一 項後段の「輸入品に影響を与える新しい行政上の要件又は制限」には法規が入るか否か。又ダンピング課税の如き即日施行を要する事例があるか否か疑向がある。
(大蔵) ① 輸入品に影響を与える行政上の要件、制限の効力発生の適予期間の規定は削除すること。

② 輸出入品又はそれに対する支払の振替に対する法令の一律公平な適用とは、通貨の差別にもとづく差別待遇を排除するものでないことを明らかにする。

(運輸) 「海運に関する法令違反云々」の二項後段は削除する。やむをえぬ場合はIT 〇三十六条五項と同様の字句を用いる。

(法務) 刑罰を「名目的」のものとすることを形式的最低限の処罰をするものと解すれば立法を要するが、これについては検討を要する。

第十六条 (商品の国内における取扱)

(通産) 左の措置を留保する

① 緊持会計買入れの特需向輸入原材料の用途規制措置

② 輸入物資の用途の特定部門への限定

③ 輸入物資についてのみ用途の規制、流用の防止、報告の徴取等を行う場合

(農林) 晒塔支持、需給バランスの見地から、輸入食糧の政府一手買取制をみとめること。

(日産協) 輸入食糧、OIT及びIMC関係物資についての留保を設ける。

国内企業に対する圧迫を考慮して内国民待遇の附与は、国内で適法に設立された会社及び事業活動を許可された会社の生産品に限るべきである。

(日貿) 締約国が重大な利害関係を有する物資について禁止、制限、割当による統制を行う場合等(OIT及びIMC物資)を考慮して例外規定を設けること。

第十八条 (制限的高嶺行)

- (通産) カルテルその他組合の排除に関する規定が輸出組合を否定するとすれば重大問題である。
- (大蔵) ダンピング防止等のための輸出組合は例外として留保。専売公社の如きものはこの規定に抵触しないことの確認。
- (日商) 輸出組合の合法的な活動を妨げないことを明にする。
- (日産協) 各文解放からは輸出組合へわが国貿易商社の取引能力の強化、対外信用の向上、ダンピング防止等を主目的とするは当然容認され、更にわが国海運業者が国際的運賃同盟へ加盟する余地もあるものとみられる。
- (日貿) 運賃同盟等との関係もあり、不正高嶺行排除のための事業者団体の活動制限排除、独禁法緩和と何ら抵触せざる旨明らかにして置くこと。

第十九条 (航海)

- (運輸) ① 沿岸貿易は相互主義最惠国待遇とする。沖縄と日本との間の航海は沿岸貿易とみなすべきことを明らかにする。
- ② 連続寄港の規定を設ける。
- ③ 定期郵便船に与えられる便益、特権、免除はMFNで適用せらるること(旧日米条約と同じく)
- (水産庁) ① 「漁船」の中に漁撈船以外に試験船、運搬船を含めること
- ② 内国漁業は留保しない方が進出の際に有利である。
- ③ 内国漁業に外国漁船を使用しうるか。

第二十一条 (一般例外)

(通産) 貨物の取扱に關するこの条約の最惠國待遇の規定は、日本が琉球に与える利益には適用しないこととするべきである。

(農林) ① 人、動植物保護についての措置を加える。

② 二項の特恵地域には沖縄等の隣接地域を加えること。③ 沖縄からの黒糖輸入については優先的に取り扱っている。

第二十三条 (条約の適用地域)

(農林、水産) 漁業上の立場からみると、太平洋諸島信託統治地域を除外することは支障がある。

これを内國漁業の範囲に入れるか入れないかの問題がある。

(日商) 西南諸島について特恵關稅等の特別の途を聞いておくこと。



第二章(事業活動)の儘り

(自衛) 外國資本技術の導入、東部下等産業の発達、
進歩、外國資本の導入、事業活動の少く、
制限の少く、
銀行業に於ては、
「銀行業」に於ては、
「銀行業」に於ては、
「銀行業」に於ては、

二項
(自衛) 輸入品は、
「輸入品」に於ては、
「輸入品」に於ては、
「輸入品」に於ては、

第三章(内國人の設立活動)

(自衛) 創業活動は、
「創業活動」に於ては、
「創業活動」に於ては、
「創業活動」に於ては、

第四章(内國人の設立活動)

(自衛) 創業活動は、
「創業活動」に於ては、
「創業活動」に於ては、
「創業活動」に於ては、

第五章(爲替管理)

(自衛) 爲替管理は、
「爲替管理」に於ては、
「爲替管理」に於ては、
「爲替管理」に於ては、

第七章 (貨幣政策) 總論

(通貨) ① 通貨政策とは、通貨の供給量を調節し、物価の安定を図ることを指す。② 通貨の供給量は、中央銀行がコントロールする。③ 通貨の需要は、経済活動の盛衰によって変動する。④ 通貨の供給と需要のバランスが崩れると、物価変動が生じる。⑤ 通貨政策は、国の経済政策の重要な一部である。

(貨物) ① 貨物政策とは、輸出入の増減を調整し、貿易の均衡を図ることを指す。② 貨物の供給と需要のバランスが崩れると、貿易赤字や黒字が生じる。③ 貨物政策は、国の貿易政策の重要な一部である。

第七章 (関税及輸入禁止制) 總論

(通関) ① 通関とは、輸入品に課税し、輸入税を徴収することを指す。② 通関手は、輸入品を輸入する際に必要な書類を提出し、税関を通過させる。③ 通関料は、輸入品の価値に基づいて計算される。④ 通関手は、輸入品の品質や数量を検査し、申告書を作成する。⑤ 通関手は、輸入品の税額を計算し、納税を督促する。

(貿易) ① 貿易とは、国と国との間で商品やサービスを交換することを指す。② 貿易は、国の経済成長に重要な役割を果たす。③ 貿易は、国際間の文化交流を促進する。④ 貿易は、国際間の競争を激化させる。⑤ 貿易は、国際間の協力を必要とする。

第七章 (商標行政) 總論

(商標) ① 商標とは、商品やサービスの品質や特徴を示すために使用される記号や文字を指す。② 商標は、消費者が商品やサービスを識別するために役立つ。③ 商標は、企業の利益を保護するために役立つ。④ 商標は、企業の信用を高めるために役立つ。⑤ 商標は、企業の競争力を高めるために役立つ。

(輸入) ① 輸入とは、外国から商品やサービスを国内に運搬することを指す。② 輸入は、国内市場の供給不足を補うために役立つ。③ 輸入は、国内市場の競争を激化させる。④ 輸入は、国内市場の多様性を高めるために役立つ。⑤ 輸入は、国内市場の成長を促進するために役立つ。

第七章 (制限的商標行政) 總論

(制限的商標) ① 制限的商標とは、特定の商品やサービスにのみ使用される商標を指す。② 制限的商標は、特定の商品やサービスの品質や特徴を示すために役立つ。③ 制限的商標は、特定の商品やサービスの利益を保護するために役立つ。④ 制限的商標は、特定の商品やサービスの信用を高めるために役立つ。⑤ 制限的商標は、特定の商品やサービスの競争力を高めるために役立つ。

(輸入) ① 輸入とは、外国から商品やサービスを国内に運搬することを指す。② 輸入は、国内市場の供給不足を補うために役立つ。③ 輸入は、国内市場の競争を激化させる。④ 輸入は、国内市場の多様性を高めるために役立つ。⑤ 輸入は、国内市場の成長を促進するために役立つ。

第十九章(航海)

① 船隻の往來は、自國の船隻に於ては、自由にして、外國の船隻に於ては、制限を設け、其の往來を監視せしむるべし。

② 船隻の往來は、自國の船隻に於ては、自由にして、外國の船隻に於ては、制限を設け、其の往來を監視せしむるべし。

③ 船隻の往來は、自國の船隻に於ては、自由にして、外國の船隻に於ては、制限を設け、其の往來を監視せしむるべし。

④ 船隻の往來は、自國の船隻に於ては、自由にして、外國の船隻に於ては、制限を設け、其の往來を監視せしむるべし。

⑤ 船隻の往來は、自國の船隻に於ては、自由にして、外國の船隻に於ては、制限を設け、其の往來を監視せしむるべし。

第二十章(船舶)

① 船舶の往來は、自國の船舶に於ては、自由にして、外國の船舶に於ては、制限を設け、其の往來を監視せしむるべし。

② 船舶の往來は、自國の船舶に於ては、自由にして、外國の船舶に於ては、制限を設け、其の往來を監視せしむるべし。

③ 船舶の往來は、自國の船舶に於ては、自由にして、外國の船舶に於ては、制限を設け、其の往來を監視せしむるべし。

④ 船舶の往來は、自國の船舶に於ては、自由にして、外國の船舶に於ては、制限を設け、其の往來を監視せしむるべし。

第二十一章(通商地域)

① 通商地域の往來は、自國の通商地域に於ては、自由にして、外國の通商地域に於ては、制限を設け、其の往來を監視せしむるべし。

② 通商地域の往來は、自國の通商地域に於ては、自由にして、外國の通商地域に於ては、制限を設け、其の往來を監視せしむるべし。

RB'-0495

0357

上掲の如き理由を以て之を採るべき也

外務省

B'5205u 2-7

日米通商條約に對する意見

二七三二八 五二

長官 澤長 澤長 澤長

條約第二十一條第二項

貨物、取扱に關するニ、條約、最惠不待過の規定は、日本不支申

一九四五年九月二日付の共同の主要關係による然るに

地域及び日本領土、領土中及び關稅地域外に置かれたる地

域に租税の同一現に与えらるるか又は与えらるべきのあり

外務省

利益には適用しない。

(理由) 1. 独立の關稅地域間の特惠は、この地域が同一の毛

取の下に在る場合にも、最惠不待過の當然の例外として認め

らるべき關係諸国、同意がある限りにおいてのみ有効な

ある。この裏付けとなる事實及び理論は次、通り

である。

1. 米コロンビア條約第二十一條第二項

外務省

拘らず、不陸法上認めらるゝは、同一國稅地域を
 構成し、いさからある。
 (四) 植民地と通商條約。適用地域外とす。原則と
 認めらるゝ。特恵に關しは、不陸法上認めらるゝ理由に
 最惠不待遇の例外とす。と言ふ。從業。議
 論には論理的に矛盾がある。
 4A11 初三四條一項の思想は、條約適用地域

外務省

此種條約の取扱に關する二條約の最惠不待遇の規定は
 アメリカ合衆国又は、屬領及び屬地が相互に同一
 利益に于て之の利益には適用しない
 といふ。他、通商條約は、植民地と最惠不待遇
 の例外とす。旨を特に明記し、相争ふ。合意を
 とりつけしむ。

(四) 國稅同盟の利益の主權を同一特恵關係にあるに

外務省

